
自由が丘駅周辺地区 踏み切り解消 推進協議会 会則

(名 称)

第1条

当協議会は「自由が丘駅周辺地区 踏み切り解消 推進協議会」
(以下、協議会)という。

(目 的)

第2条

当協議会は、東急大井町線・東横線の立体化を推進することにより、開かずの踏切とガードの桁下の高さ不足による地域分断を解消し、地域のより一層の発展と安全で安心な自由が丘の街づくりを目指すものである。

(組 織)

第3条

1. 当協議会は、次の団体の代表をもって組織する。
 - (1) 街づくり会社(株)ジェイ・スピリット：担当取締役、街づくりアドバイザー
 - (2) 商業関係者：自由が丘商店街振興組合、自由が丘商店街各支部、緑が丘二丁目商店会、南自由が丘商店会
 - (3) 住民代表：自由が丘住区住民会議、自由が丘町会、緑が丘西地区自治会、
 - (4) 学識経験者
2. 協議会は、オブザーバーとして関係機関・団体などの出席を求めることができる。

(協議会長とその職務)

第4条

1. 協議会に協議会長 1 名を置く。
2. 協議会長は委員の互選により定める。
3. 協議会長は協議会を代表し、会務を総理する。
4. 協議会長に事故があるときは、協議会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条

協議会は協議会長が召集し、協議会長が議長となる。

(任 期)

第6条

協議会長および委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(実行部会)

第7条

1. 協議会の調整にもとづく具体的な運営を行う実行部会をおくことができる。
2. 実行部会の構成および運営に関する必要な事項は、協議会長が別に定める。

(補 足)

第8条

この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会長が定める。

付 則

1. この会則は、平成22年12月14日より施行する。